

放送法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第百七十五条の規定に基づき、所要の規定の整備を行うこと。
と。（本則関係）

第二 この政令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月二十日）から施行すること。（附則関係）